

外国人患者受入れ医療機関認証制度整備のための支援事業

実施団体公募要領

平成 23 年 2 月 28 日

厚生労働省医政局

## 外国人患者受入れ医療機関認証制度整備のための支援事業実施団体公募要領

### 1. 総則

平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、経済成長に特に貢献度が高いと考えられる施策（国家戦略プロジェクト）として、国際医療交流（外国人患者の受入れ）が位置づけられました。現在各省庁では、外国人患者の円滑な受け入れを図るための各種取組みを推進しており、厚生労働省では、「外国人患者受入れに資する医療機関認証制度」を整備することとしています。

次に、厚生労働省では、これまで、国民に対する良質な医療の提供という観点から、第三者機関による医療機関の評価事業を推進し、医療機関の質の確保に努めてきました。今回、外国人患者の受け入れに際して、例えば多言語での診療案内や宗教への対応等、日本人とは異なる文化・背景等に配慮した、医療機関の機能整備が必要となることが指摘されております。

これらのことを背景に、厚生労働省では、国際医療交流を目的に訪日する外国人に加え、例えばビジネス等で来日した外国人や、日本に在住する外国人が、安心して医療機関を受診できる環境を整備するため、外国人患者受入れに資する医療機関認証制度（以下「認証制度」という。）整備のための支援事業（以下「本事業」という。）を実施することとしました。認証制度の整備及び平成24年度以降の運用を実施する団体（以下「実施団体」という。）を選定するために、以下の要領で実施団体の公募を行います。

この公募は事業実施期間を十分確保するため、平成23年度政府予算原案に基づき、予算成立前に行っております。予算成立後、事業内容や実施時期等に変更が生じる場合があることをご承知おきください。

### 2. 事業目的

認証制度の整備を行うことにより、外国人患者を受け入れる医療機関の質の確保を図ることを目指します。

#### (1) 事業内容

本認証制度は、医療機関の質の確保のため、既存の第三者機関による評価事業による評価を受けている医療機関を対象とすることを前提とする。

- ① 外国人患者を受け入れる医療機関に必要な機能（評価項目）について取り

まとめ、評価制度の体系、各評価項目の評価基準など、制度運用の体制を決定する。これらの制度設計に当たっては、有識者からなる会議を設け、各段階において必要な事項を議論・検討し、取りまとめ結果を踏まえるものとする。

- ② 平成24年度中の運用開始に向けて、制度運用に必要な業務システム等の整備を行う。業務システム等は主に下記機能を有するものとする。
  - ・ 医療機関の評価結果報告書や評価データの統合運用管理
  - ・ 受審医療機関向け機能（評価結果確認等）
  - ・ 審査員向け機能（実地調査等評価結果入力・報告書作成、審査員育成支援等）
  - ・ 評価結果の外部向け情報提供（評価結果の閲覧用多言語サイト）
- ③ 評価項目に基づいて医療機関評価を実施できる審査員育成のための研修プログラムを開発する。
- ④ 平成24年度以降、継続的に認証制度を運用する。

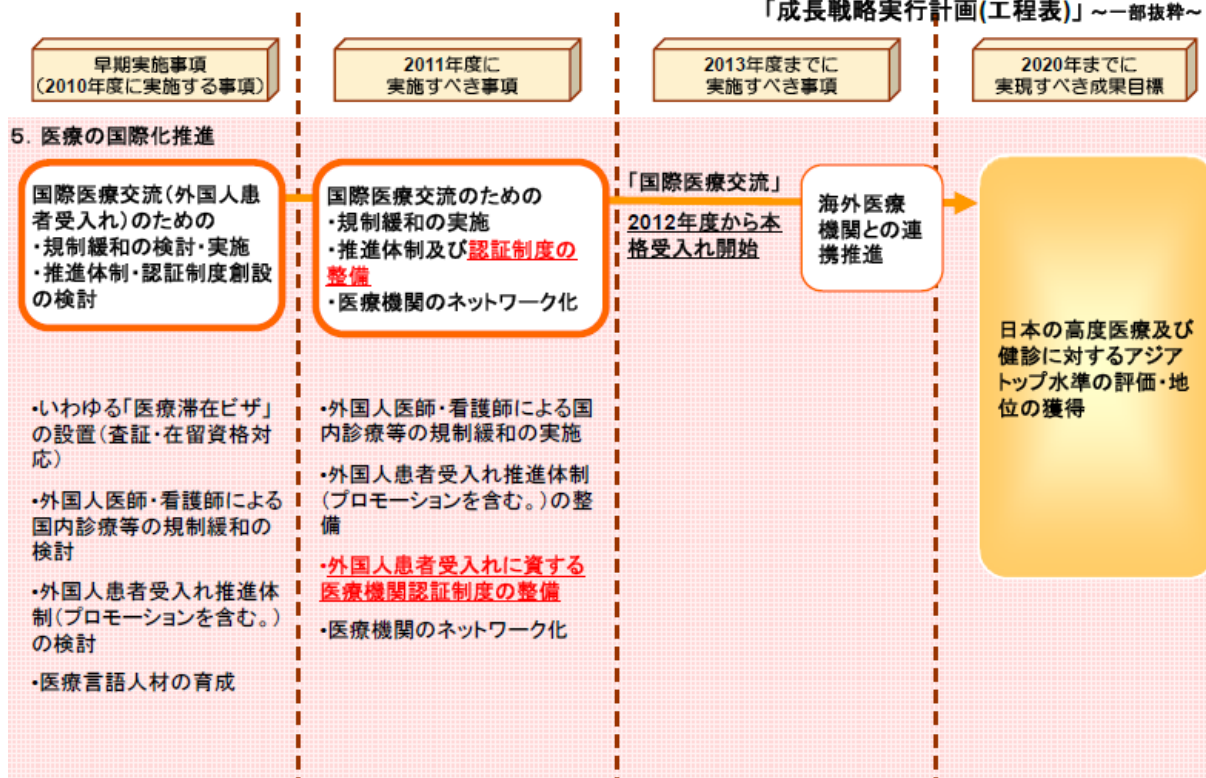
また、本事業の実施にあたっては、国民に対する医療の確保が阻害されることのないよう十分留意するといった観点も踏まえる必要があり、厚生労働省が必要に応じて助言等を行うものとします。

## (2) 本事業に関する新成長戦略内での位置づけ・全体スケジュール

### Ⅱ 健康大国戦略

※新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

「成長戦略実行計画(工程表)」～一部抜粋～



### 3. 応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者(以下「応募団体」という。)は、次の条件を全て満たす団体であることとします。

- ① 平成24年度以降、継続的に認証制度を運用することができること。
- ② 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。
- ③ 日本に拠点を有していること。
- ④ 厚生労働省等から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

### 4. 事業期間

事業期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日とします。

## 5. 応募団体の評価

### (1) 評価の方法

事業実施団体の採択については、医政局総務課において、上記「3. 応募団体に関する諸条件」に該当する旨を確認した後、企画書等を評価します。企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に最も効率的かつ効果的に事業を担えると認められる応募団体を実施団体として選定します。

評価は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。また、問い合わせにも応じられません。なお、提出された企画書等の資料は、返却いたしませんので御了承ください。

### (2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施されます。

#### ① 形式評価

- ・ 応募団体について、応募条件への適合性について評価します。なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外されます。

#### ② 書面評価

- ・ 提出企画書等の内容を中心に書面評価を実施します。

#### ③ ヒアリング

- ・ 必要に応じて、申請者(代理も可能としています。)に対して、ヒアリングを実施します。
- ・ なお、ヒアリングに出席しなかった場合は辞退したものと見なします。

#### ④ 最終評価

- ・ 書面評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、最終的に実施団体を選定します。

### (3) 評価の観点

- ① 事業を遂行するために必要な根拠（人員、経験、設備、資金）が示されているか。
- ② 事業を的確に遂行するために十分な管理能力があるか。
- ③ 事業計画が事業目的に合致しているか。
- ④ 事業計画が効果的なものとなっているか（受審医療機関・外国人患者にとって利用価値の高い認証制度として整備されることが期待できるか）。
- ⑤ 認証制度運用開始後も安定的かつ効果的に制度を運用できるか（経験・能

力・体制等)。

#### (4) 評価結果の通知

評価の結果については、最終評価後速やかに応募団体に対して通知する予定です。なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定されることとなります。

### 6. 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行うこととなり、35,359千円を基準額（上限額）とし、対象とする経費は本事業の実施に必要な、人件費（職員給与費、法定福利費等）、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（これら費用に関するもの）に限ります。

また、補助金の交付時期については、交付決定後、年度内の必要な時期に支払をいたします（概算払）。

なお、24年度以降の認証制度運用等に係る補助金は現在予定しておりません。

### 7. 応募方法等

#### (1) 企画書の作成及び提出

「外国人患者受入れ医療機関認証制度整備のための支援事業企画書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

企画書には以下の項目及び公募要領に示されている評価の観点を盛り込んでください。様式は任意ですが、記入漏れ等無いようにしてください。

- ① 本事業を実施する組織体制（有識者の検討会含む）
- ② 23年度における実施スケジュールと実施内容（具体的なもの）
- ③ 事業に係る費用積算（別添1）…類似様式でも可
- ④ 現在応募団体にて実施している類似事業（あれば）の概要説明
- ⑤ 24年度以降制度運用開始後の実施体制、受審医療機関の費用負担概算額

## (2) 応募方法

### ① 提出期間

平成23年2月28日（月）から平成23年3月18日（金）18時（必着）

### ② 提出先・問合せ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局総務課医療係 あて

※ 郵送の場合、封筒の宛名面には、「外国人患者受入れ医療  
機関認証制度整備のための支援事業」と朱書きにより、  
明記してください。

問合せ先：厚生労働省医政局総務課 知念〈制度関係〉、新美〈手続関係〉

Tel：03-5253-1111（内線2529、2521）

Fax：03-3501-2048

### ③ 提出書類

以下の書類を2部提出ください。

- A. 「外国人患者受入れ医療機関認証制度整備のための支援事業企画書」
- B. 団体経歴（概要）、団体定款など活動が分かる資料
- C. 団体の直近決算年度の確定申告書(写)、財務諸表(写)
- D. その他必要な資料

### ④ その他

評価の段階で必要に応じて企画書等を電子媒体で提出するよう依頼することもありますのでご承知おきください。

以上

(別添1)

外国人患者受入れ医療機関認証制度整備のための支援事業 予定費用

区分	支出予定額			備考(摘要)
	員数	単価(円)	金額(円)	
人件費				
報償費(謝金)				
旅費				
消耗品費				
印刷製本費				
会議費				
図書購入費				
雑役務費				
使用料及び賃借料				
委託料				

※ 上記区分に加え、制度の検討・設計、システム整備など事業実施内容ごとの費用  
が分かる資料も添付すること。